

# 法人県民税・事業税・地方法人特別税の税率一覧表

## ○法人県民税

### 均等割の税率

法人等の区分	税率
50億円超	840.000円
10億円超～50億円以下	567.000円
1億円超～10億円以下	136.500円
1千万円超～1億円以下	52.500円
1千万円以下	21.000円
上記以外の法人等	21.000円

※平成18年4月1日以後に開始する事業年度分から、森林環境税として県民税均等割に5%の超過課税を実施しています。  
 ※「資本金等の額」とは、法人税法施行令第8条に規定する額です。

### 法人税割の税率

法人等の区分	税率
下記以外の法人	法人税額の5.8%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額の5%

## ○法人事業税

### 外形標準課税対象法人

区分	税率	税率	
		H20.9.30以前に開始する事業年度	H20.10.1以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.8%	1.5%
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5%	2.2%
	所得のうち年800万円を超える金額及び※清算所得	7.2%	2.9%
	3以上の都道府県に事務所・事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものの所得	7.2%	2.9%
付加価値割	付加価値額	0.48%	
資本割	資本金等の額	0.2%	

### 外形標準課税の対象とならない法人

区分	法人の区分	所得区分	税率	
			H20.9.30以前に開始する事業年度	H20.10.1以後に開始する事業年度
基礎所得を課税のもの	普通法人 (一般の法人、人格のない社団や財団など)	所得のうち年400万円以下の金額	5.0%	2.7%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3%	4.0%
		所得のうち年800万円を超える金額及び※清算所得	9.6%	5.3%
		3以上の都道府県に事務所・事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものの所得	9.6%	5.3%
	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額	5.0%	2.7%
		所得のうち年400万円を超える金額及び※清算所得	6.6%	3.6%
と課税するも基礎を	電気・ガス供給業、保険業	収入金額	1.3%	0.7%

※平成22年10月1日以降に解散した場合、清算所得課税の廃止により、通常の所得課税が適用されます。

## ○地方法人特別税

- ・外形標準課税対象法人の所得割額に対する税率・・・148%
- ・外形標準課税対象法人以外の法人の所得割額に対する税率・・・81%
- ・収入割額に対する税率・・・81%